

終わりに 【消防の抱えている根本的問題点】

通常時における消防の実際的活動は、概して地域的、局所的な災害に対処するものです。このように消防事務は、住民の日常生活に関連の深いものであり、市町村がその区域内における消防を十分に果たすべき責任があるとする現行の消防制度は、地方自治の原則からみても最も妥当な制度であると評価しています。今後とも、この原則に則った制度であることを前提に、消防のあり方を検討すべきであると考えています。

市町村の消防力は、「消防力の整備指針」を拠り所としています（その整備率は依然として低い）が、施設・装備・人員が100%達成されたとしても、その能力は当該区域内における消防責任を果たす能力しか保有していません。「消防力の整備指針」は、市町村消防力の適正規模の指針として示されているものです。また、地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額は、市町村が標準的な行政水準を確保するための財政措置として位置づけられています。

さらに「消防力の整備指針」は消防本部単位で考えられていますが、「基準財政需要額」については市町村単位で算定されるものです。このことは、消防力の整備に関する指針とそれに必要な財源を確保するための制度の関係における性質的な差違です。

いずれにしても、この2つの基準は通常時の消防体制を想定したものであり、現有の消防能力を超える災害、大規模・特殊災害や消防本部の管轄区域外における消防活動への対応を想定していないのです。

大規模災害とは、通常の一発的・局所的な火災等への対応とは異なり、地震等による同時多発的に発生したもの、面的に拡大した場合など、その災害の規模が比較的大きなものである捉えています。特殊災害とは原子力・化学・生物災害などであり、これに加えて各種のテロ災害も想定されています。

今後の消防体制のあり方を検討するうえで、現行の市町村の規模に大きなバラツキがあること、それぞれの地域には様々な地域性・事情があること、大規模災害と特殊災害の性質と対応に相違があることなどに十分留意する必要があると考えています。

これまでの消防力の整備が、通常時の消防体制を想定したものであることは、阪神淡路大震災において消防の対応力の限界が露呈したことからも明らかです。しかし、災害の態様が大規模化・高度化・多様化してきている現状に、消防機関としてもただ傍観しているわけにはいきません。多面的・同時多発的な大規模災害や特殊災害への対応と、市町村の消防機関が

独自で対応できる程度の災害（通常災害）は、市町村消防の原則の中で、とりわけ区別されずに推移してきていますが、災害の性質によって、対応する自治体としての責任区分を明確にする必要があるのではないかと考えています。

消防制度については、市町村消防の原則を堅持しつつ、災害に対し市町村・都道府県・国の果たすべき責任の範囲を明確にした上で、通常程度を超える災害については、市町村の主体性を維持しながら、それぞれの行政機関が有機的に連携し実効性のある対応を確保するための新たなシステムが求められているのです。その一つの手段として、既存の消防組織を広域再編することで、そのスケールメリットを活かし、消防の機能・能力を高めようとするのがこのたびの試みなのであると言えなくもないのです。

何度も触れますが、現在の市町村消防の対応力は、面的に拡大した災害への能力は保有しておらず、点で発生した災害・単発の災害への対応力しかないことを、常に認識しておくべきです。